

不育症に関する研究の推進、公的医療保険の適用等を求める意見書

不妊治療に対しては、周知や理解が進み、多くの地方自治体が不妊治療への助成制度を導入して不妊症患者が積極的に治療を受けられるよう後押ししているが、その一方で、妊娠はするものの、流産や死産、新生児死亡などを繰り返して結果的に子どもを持たない不育症に対しての支援は十分でない。

不育症に関しては、近年研究が進み、流産のリスクが高まるリスク因子も解明されつつあり、厚生労働省研究班では、専門外来において適正な検査及び治療が行われれば、8割以上の患者が無事出産に至るという研究結果を示している。

しかしながら、厚生労働省研究班によると、いまだ不育症例の6割はリスク因子が不明であり、また、リスク因子が特定できるものであっても、そのための検査に公的医療保険が適用できないものもあり、不育症患者の負担が大きくなっているのが現状である。

よって、国におかれては、このような現状を十分認識し、不育症に関する周知や相談体制の充実を図るほか、リスク因子の解明や治療法の確立などの研究を進めるとともに、その検査や治療に対する公的医療保険の適用に向け、特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月20日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣